

令和3年小樽市議会第3回定例会

市長提案説明

令和3年第3回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件に係る提案理由の説明に先立ち、一言申し述べさせていただきます。

去る8月25日を持ちまして私が市長に就任してから、3年の期間を満了いたしました。

この3年間の振り返りますと、私の任期の多くを新型コロナウイルス感染症への対応に充ててきたこととなりますが、そうした中でも、市民の皆さんとの「対話を重視」しながら、さまざまな課題や事業に取り組み、信頼感や安心感を持っていただけるよう市政運営に努めて参りました。

公約につきましては達成できたことも、現在進行中のものもありますが、残り1年、残された課題の解決に全力を傾けて参りたいと考えておりますので、引き続き議員各位及び市民の皆さんの御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第7号までの令和3年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号 一般会計補正予算の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症によるクラスター発生や変異株等の増加に備え、保健所で行う濃厚接触者の検査に使用する検査試薬等を追加購入する「新型コロナウイルス検査事業費」や、入院患者の医療費を公費負担とする「新型コロナウイルス感染症対策事業費」などの事業費を増額いたしました。

また、不安や悩みを抱える女性の相談支援体制を強化するため、土曜日の相談窓口開設や、生理用品の配布をきっかけに相談・支援につなげる施策を実施する「地域女性つながりサポート事業費」、本市単独による日本遺産の認定を目指している「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」が候補地域に認定されたことから、日本遺産の本認定に向け、日本遺産推進協議会が新たに取り組む事業に対して補助する「日本遺産推進協議会補助金」のほか、令和4年度からの忍路地区の小・中学校併置に向け、忍路中央小学校の校舎に中学校の機能を持たせるための改修や、備品等の移転・整備を行う「学校併置事業費」を計上いたしました。

そのほか、令和2年度に超過交付となった国庫支出金等の返還金を計上するとともに、令和2年度一般会計の決算剰余金の2分の1を財政調整基金へ積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、普通交付税について本年度の交付額が決定したことから所要の補正を計上した上で、地方特例交付金、国・道支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び市債を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、4億3,526万1,000円の増となり、財政規模は621億3,481万円となりました。

次に、議案第2号から議案第7号までの特別会計及び企業会計補正予算の主なものについて説明申し上げます。

港湾整備事業、国民健康保険事業、住宅事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業につきましては、令和2年度決算剰余金等を繰越金として計上するなど、所要の補正を計上いたしました。

また、後期高齢者医療事業につきましては、骨粗しょう症による二次骨折を予防するために、受診勧奨や保健指導などを行う「保健・介護一体的実施推進事業費」を計上いたしました。

企業会計では、病院事業において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金等を活用し、病棟の感染防止対策のための設備改修や医療機器等の整備

を行うため、所要の補正を計上したほか、令和4年度に予定している電子カルテ等病院情報システムの更新に向けて債務負担行為を設定いたしました。

次に、議案第8号から議案第20号までの令和2年度各会計決算認定などについて説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額715億5,228万8,996円に対し、歳出総額は713億6,776万6,400円で、歳入から歳出を差し引いた額は1億8,452万2,596円となりました。

この額から翌年度に繰り越した歳出予算に充当すべき財源1,895万1,746円を差し引いた実質収支は1億6,557万850円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。

また、この実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は2,524万5,431円の黒字となりましたが、財政調整基金の積立てや取崩しを考慮した実質単年度収支は1億5,453万8,646円の赤字となりました。

歳入では、固定資産税、都市計画税などが予算を上回り、歳出では、生活保護費、他会計への繰出金、職員給与費などにおいて不用額が生じたことから、実質収支、単年度収支は黒字となりましたが、実質単年度収支は5年連続の赤字となったところであり、依然として厳しい財政状況にあります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、健全化判断比率等につきましては、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、令和元年度に引き続き比率自体が計上されないこととなりました。また、実質公債費比率は6.8パーセント、将来負担比率は34.5パーセントとなり、いずれも早期健全化基準を下回るとともに、前年度と比較して、実質公債費比率は0.7ポイント、将来負担比率は2.3ポイント改善いたしました。

一方、公営企業会計の資金不足比率につきましては、病院事業の資金不足が解消されたことから、対象となる全ての特別会計及び企業会計において、比率自体が計上されないこととなりました。

次に、令和2年度に実施した主な施策について、第7次小樽市総合計画の「まちづくり 6つのテーマ」に沿って説明申し上げます。

まず、「安心して子どもを産み育てることのできるまち」の分野では、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じるため、子育て世代包括支援センター「にこにこ」を保健所内に開設したほか、全ての未就学児の医療費を実質無料化するなどの支援策を実施いたしました。

また、全小中学校に高速大容量の通信ネットワーク環境を構築し、新たに児童生徒に一人1台、端末を整備したほか、潮見台中学校の耐震補強や長橋小学校の屋内運動場の大規模改造を実施するなど、児童生徒の学習環境の改善を図りました。

2点目の「誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち」の分野では、30歳から50歳代までの男性を中心とする風しんの増加に対応し、公的な予防接種を受ける機会がなかった世代の男性を対象に、風しんの抗体検査と予防接種を無料で受けられるクーポン券を配布したほか、令和2年10月からロタウイルスワクチンが定期接種化されたことに伴い、生後6週から32週までの乳幼児を対象に予防接種を実施いたしました。

3点目の「強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち」の分野では、観光客の動態及び観光消費状況を基に、観光が地域に及ぼす経済効果の分析調査を実施するとともに、地域DMOの登録に向けて、その受皿となる小樽観光協会にマーケティング担当の専門人材の派遣に要する経費の一部を補助いたしました。

そのほか、現在進めております第3号ふ頭及び周辺再開発事業につきましては、上屋の解体跡地に、クルーズ船客の円滑な移動を確保するバスやタクシー等の駐車場を整備するため、実施設計業務等を実施いたしました。

4点目の「生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち」の分野では、空き家の流通促進等に活用するため、市内全域の空き家の実態調査を実施したほか、小樽駅前広場の再整備を進めるための基本計画案、北海道新幹線新小樽（仮称）駅

の開業効果を活用したまちづくりを進めるためのアクションプランを策定するとともに、災害発生時の非常時優先業務等を定める業務継続計画の策定作業を進めました。

また、外国人や聴覚・言語機能障害者の方からの119番通報に対応するため、電話通訳センターを介した三者間同時通訳システムや、スマートフォン等の画面操作で円滑に通報を行えるNET119緊急通報システムを導入したほか、救急現場においても円滑なコミュニケーションを図るため、多言語音声翻訳や話した言葉が日本語文字として表記されるタブレット型端末を全ての救急車に導入いたしました。

5点目の「まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち」の分野では、北海道新幹線新小樽（仮称）駅の整備に伴い、旧ごみ焼却場の解体に係る実施計画を策定したほか、旧寿原邸の利活用のため、法人等との協働により施設の修復を行いました。また、総合体育館なども含めた小樽公園利用者の当面の駐車場を確保するため、旧緑小学校の解体に着手いたしました。

6点目の「生きがいにあふれ、人と文化を育むまち」の分野では、図書館の屋上防水改修やエレベーターの更新、館内照明のLED化などの整備を実施したほか、祝津ヨットハウスのオーバースライディングドアの改修を実施いたしました。

そのほかの主な施策といたしましては、市のホームページの利便性を高めるための全面リニューアルのほか、葬斎場の大規模改修を実施いたしました。

また、令和2年4月に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受けて国の補正予算で措置された「特別定額給付金給付事業費」、「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費」、「ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費」のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染拡大防止策と医療体制の整備、雇用の維持と事業の継続を図る経済対策、子育て世帯の暮らしを支える生活支援、教育環境の整備などの取組を進めました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、市税で約8,854万円の増収となりましたが、使用料及び手数料で約8,627万円、国庫支出金で約15億527万円、繰入金で約7億4,186万円、市債で7億1,889万円の減収となったことから、歳入総額では約30億7,977万円の減収となりましたが、このうち約13億8,457万円については、繰越事業の財源として、令和3年度に歳入が見込まれるものであります。

歳出につきましては、繰越事業分を除き、約18億6,077万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費で、生活保護費の扶助費の減などにより約8億1,876万円、教育費で、校舎等耐震補強等事業費の減などにより約2億5,703万円、土木費で、除雪費や道路改良工事費の減などにより約2億2,308万円の減となりました。

次に、特別会計のうち主な会計について説明申し上げますと、まず、国民健康保険事業につきましては、歳入総額135億3,219万5,531円に対し、歳出総額134億807万3,046円となり、差引き1億2,412万2,485円の剰余金を生じました。なお、国庫支出金及び道支出金が超過交付となった5,580万8,000円については、令和3年度に精算するものであります。

住宅事業につきましては、歳入総額8億381万8,321円、歳出総額7億5,726万585円となり、差引き4,655万7,736円の剰余金を生じました。

主な事業といたしましては、市営住宅改善事業として、祝津住宅11号棟・12号棟・13号棟及び張碓住宅の外壁等改修工事や潮見台A住宅の衛生設備改修工事を実施いたしました。

介護保険事業につきましては、歳入総額150億4,135万9,153円に対し、歳出総額147億1,907万7,246円となり、差引き3億2,228万1,907円の剰余金を生じました。なお、国・道支出金及び支払基金交付金のうち、超過交付となった8,378万9,502円については、令和3年度に精

算するものであります。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額 2 億 7, 274 万 8, 311 円に対し、歳出総額 2 億 1, 324 万 2, 589 円となり、差引き 5, 950 万 5, 722 円の剰余金を生じました。この剰余金は、令和 2 年度の出納整理期間中に収納した保険料であり、令和 3 年度に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院収益、外来収益などの医業収益や、国庫補助金、道補助金などの医業外収益の増により 1 億 6, 915 万 2, 740 円の増収となり、支出では給与費などの減による医業費用の減などで 1 億 8, 330 万 7, 640 円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債の減などにより 1 億 5, 770 万 1 円の減収となり、支出では建設改良費の減などにより、不用額は 1, 495 万 4, 595 円となりました。

また、運転資金に充てるため、特別減収対策企業債を 8 億円借り入れました。

なお、当年度純損失 3 億 8, 652 万 5, 820 円につきましては、当年度未処理欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は給水収益の増などにより 1, 100 万 423 円の増収となり、支出では営業費用などで 2 億 3, 308 万 9, 479 円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより 7, 651 万 9, 000 円の減収となり、支出では建設改良費などで 8, 742 万 1, 004 円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金 6 億 7, 738 万 7, 309 円のうち、4 億 3, 213 万 8, 636 円につきましては、自己資本金として処分し、2 億 4, 524 万 8, 673 円

につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料の増などにより3,949万9,423円の増収となり、支出では営業費用などで2億1,161万5,376円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、建設改良費の一部を翌年度へ繰り越したことから、収入は企業債、交付金の減などにより5億3,792万3,052円の減収となり、支出では建設改良費などで1億8,732万1,203円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金5億3,686万1,985円のうち、4億2,745万7,515円につきましては、自己資本金として処分し、1億940万4,470円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は産業廃棄物等処分手数料の増などにより561万7,816円の増収となり、支出では維持管理費などで913万3,246円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入では一般会計長期貸付金5,000万円の償還金があり、支出では建設改良費で55万円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金1,765万8,062円につきましては、全額を利益積立金として処分する予定であります。

簡易水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は他会計補助金の減などにより596万3,523円の減収となり、支出では営業費用などで562万9,962円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより5,821万1,329円の減収となり、支出では建設改良費などで5,663万5,298円の不用額を生じました。

なお、当年度純損失1,910万9,974円につきましては、当年度未処理欠損金として処理する予定であります。

続きまして、議案第 2 1 号から議案第 2 6 号までについて説明申し上げます。

議案第 2 1 号 個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 2 号 財産条例の一部を改正する条例案につきましては、普通財産の交換差額の限度額を定めるものであります。

議案第 2 3 号 資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、看護師養成施設の新設に係る支援のための寄附を受けたことに伴い、看護師養成施設の支援の資金とする目的で、新たに看護師養成施設支援資金基金を設置するものであります。

議案第 2 4 号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準内閣府令の一部改正に伴い、改正後の基準内閣府令のとおり適用することにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者による諸記録の作成等について、電磁的記録により行うことができることとするものであります。

議案第 2 5 号 市立学校設置条例の一部を改正する条例案につきましては、忍路中学校を忍路中央小学校に併置するものであります。

議案第 2 6 号 過疎地域持続的発展市町村計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により定めるものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第 1 号につきましては、まん延防止等重点措置の措置区域指定に伴い、北海道が市内飲食店等に対して営業時間の短縮等の要請を行ったことから、この要請に応じていただいた事業者へ協

力支援金を給付する「感染防止対策協力支援金給付事業費」に係る予算を措置するため、一般会計の補正予算について、令和3年8月23日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御認定、御承認賜りますようお願い申し上げます。